

京都市看護師等養成所運営費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、京都市内に所在し、専ら保健師、看護師、准看護師、助産師、臨床検査技師、歯科衛生士及び歯科技工士の養成を目的とする学校教育法に定める専修学校（以下「看護師等養成所」という。）の学生の確保及び資質の向上につながる事業の実施に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、看護師等養成所における教育内容の向上を図り、市内の医療機関に対して、看護師等の安定した供給を図ることを目的とした次の各号の全てに該当する看護師等養成所に対し交付する。

- (1) 京都市内に所在する看護師等養成所であること。
- (2) 看護師等養成所を運営する法人が病院を経営していないこと。
- (3) 公的な機関が運営する看護師等養成所でないこと。
- (4) 系列病院（提携関係にあることを自ら周知している病院又は病院グループをいう。）への就職者が、過去2年間において、当該年度の卒業生（就労者に限る）の半数に達したことがないこと。

(対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表1に掲げる経費であって、市長が適当と認めるものとする。

2 補助金の交付額は、別表2に定める看護師等養成所の各課程の補助基本額を基に、市長が定める係数を乗じて得た額と対象経費の実支出額の2分の1に相当する額とを比較して少ない方の額とする。ただし、収支決算見込書において、剰余金があると認められる場合は、その剰余金を差し引いた額とする。

3 決算書において、剰余金があると認められる場合は、その剰余金を速やかに市長に返還しなければならない。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、京都市看護師等養成所運営費補助金交付申請書（第1号様式）によって、事業開始日の属する年度の3月31日までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 当該年度事業計画書
- (2) 当該年度予算書
- (3) 当該年度当初における生徒数（学年別）、教職員数の一覧
- (4) 学校概要のわかるもの（パンフレット、学生募集要項等）

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 条例第12条の規定による通知は、京都市看護師等養成所運営費補助金交付決定通知書(第2号様式)により行う。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市看護師等養成所運営費補助金変更承認申請書(第3号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、変更の前後において、当初予算からの増減及び節減の変更が30%以内のものをいう。

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市看護師等養成所運営費補助金中止・廃止承認申請書(第4号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、事業終了後、速やかに京都市看護師等養成所運営費補助金実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 当該年度収支決算見込書
- (2) 当該年度末における生徒数(学年別)、教職員数の一覧
- (3) 当該年度卒業生進路状況
- (4) その他参考資料

2 看護師等養成所において当該年度の決算を行った場合は、速やかに収支決算書を市長に提出するものとする。

(補助金額の確定)

第9条 条例第19条の規定による通知は、京都市看護師等養成所運営費補助金額確定通知書(第6号様式)により行う。

(補 則)

第10条 本要綱の施行に関し必要な事項は、医療衛生推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

別表 1 (第3条関係)

1 教職員経費	専任教員給与費	京都府の補助対象となっている教員を除く
	実習担当教員給与費	専任教員を除く
	臨時職員給与費	専任事務職員を除く
	講師謝金	京都府の補助対象となっている講師を除く
	研修費	授業の教授方法に係るもの
	会議費	実習指導者会議
2 生徒経費	図書購入費	図書室書籍
	保健衛生費	学生健診費
	学生福利費	
	広告広報経費	新入生募集活動
	実習経費	臨床実習を除く
	実習謝金	京都府の補助対象となっている実習を除く
	修繕費	実習器材の修繕に係るもの
	使用料賃借料	学生用パソコン、コピー機保守等
	式典費	入学式、戴帽式、宣誓式、卒業式
	就職関連経費	
3 施設関連経費	試験関連経費	入学試験、再試験等
	光熱水費	教室光熱水費（冷暖房費）等
	建物管理費	校内清掃、ゴミ収集等
4 委託料	1～3の項目に係るもの	
5 手数料	1～3の項目に係るもの	

別表 2 (第3条関係)

補助基本額	
各養成課程の1人当りの補助金単価に定員を乗じた額	
補助金単価	
保健師・看護師（3年、4年課程）	70,000円
看護師（2年課程）	55,000円
准看護師	35,000円
臨床検査技師・歯科衛生士・歯科技工士	30,000円
助産師	60,000円

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

所在地
名称
代表者名

京都市看護師等養成所運営費補助金交付申請書
（ 年度）

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請額 円

2 添付書類

- （1） 年度事業計画書
- （2） 年度予算書
- （3） 年度当初における生徒数（学年別）、教職員数の一覧
- （4） 学校概要のわかるもの（パンフレット、学生募集要項等）

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市看護師等養成所運営費補助金交付決定通知書
(年度)

年 月 日付け 第 号をもって申請のありました補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第1項の規定により通知します。

記

1 交付予定額 金 円

2 条 件

- (1) 京都市補助金等の交付等に関する条例及び看護師等養成所運営費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 看護師等養成所運営費補助金実績報告書を事業終了後、速やかに提出すること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

所在地
名称
代表者名

京都市看護師等養成所運営費補助金変更承認申請書
（ 年度）

京都市看護師等養成所運営費補助金交付要綱第6条第1項に基づき、下記のとおり補助事業等の変更承認を申請します。

記

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

所在地
名称
代表者名

京都市看護師等養成所運営費補助金中止・廃止承認申請書
（ 年度）

京都市看護師等養成所運営費補助金交付要綱第6条第3項に基づき、下記のとおり補助事業等の中止又は廃止の承認を申請します。

記

1 中止又は廃止の理由

2 添付書類

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）京都市長

所在地
名称
代表者名

京都市看護師等養成所運営費補助金実績報告書
（ 年度）

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けました
補助金に係る事業実績について、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1
項に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 年度収支決算見込書
- 2 年度末における生徒数（学年別）、教職員数の一覧
- 3 年度卒業生進路状況
- 4 その他参考資料

第6号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市看護師等養成所運営費補助金額確定通知書
(年度)

年 月 日付け京都市指令第 号に係る上記補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 金 円

交付予定額 金 円